

令和3年6月8日

あきる野市議会議長
天野 正昭 殿

(陳情者)

電磁波問題を考えるあきる野の会
岡田 丈広
あきる野市高尾 247-2

子どもが過ごす場所（幼稚園・保育園・公園など）の電磁波（非電離放射線）
規制に関する条例制定を求める陳情

1 趣旨

以下3点を盛り込んだ電磁波を規制する条例を制定してください。

- (1) 当該の施設内において Wi-Fi（無線 LAN）の禁止
- (2) 当該の施設内において携帯電話、スマホ、タブレットなど無線通信機器の使用を指定場所以外で禁止
(子どもの近くで使用しない。受動喫煙防止の対策と同様)
- (3) 当該の施設周辺において携帯電話基地局を設置する際は、事前に事業計画を広く周知し、地域住民に説明会を開き、住民の意見を反映する。
(特に健康への影響が危惧されている 5G 基地局の設置は禁止)

2 理由

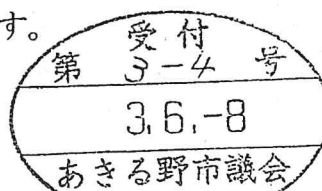
近年、電磁波（非電離放射線）による健康被害を訴える人が、日本国内および世界各国で増加しています。

携帯電話、スマホ、Wi-Fiなどで使用するマイクロ波を含む電磁波は、WHO（世界保健機関）の研究機関である IARC（国際がん研究機関）により「発がん性の可能性あり」の評価を受けています。

この数年間で、このマイクロ波の被曝量は私たちの日常生活において格段に上がっており深刻な問題であると考えられております。

電磁波の健康被害には、小児白血病や脳腫瘍、乳がんなどの生体への物理的な作用と頭痛、耳鳴り、めまい、不眠など様々な不快症状、また、不妊や発達障害への影響なども報告されています。

特に子どもへの影響が危惧されており、現在フランス、キプロス、ベルギー、イスラエル他数カ国で学校や保育施設での Wi-Fi の使用を禁止または制限して、子どもを電磁波から守る取組が各国で始まっています。



(裏面に続く)

日本より先に学校の Wi-Fi を導入した海外では、いわゆる電磁波過敏症を発症した 15 歳の少女が、その辛さを教師や友人に理解してもらえず苦しみ自殺した事件や体調不良を訴える生徒の転校、また生徒の親が学校を提訴することなどが、実際に起きています。

日本では、昨年春からスタートした 5G（第 5 世代移動通信システム）についても日本より早く 5G を導入した海外で健康被害を訴える人や被害を懸念する医師や研究者の意見が多くあり、5G の使用を禁止、一時停止、延期などの動きも広がっています。

あきる野市におきましても GIGA スクール、その他さまざまな分野での ICT 化など、新たな技術を使ってより良いまちづくりを進めようというところだと思えます。新たな技術が使われ始める時は、どうしてもメリットばかりが先行してしまう傾向があるように思います。これから始まる新たな技術をより良く活かすためにも安全に進めて行く対策が必要であり、今、デメリットも含めた丁寧な議論が行われるべきだと考えます。

今回は、様々な情報を総合的に判断した結果、幼児（5 歳以下）を電磁波から守る対策が早急に必要であると考え、そこに特化した条例案を提出いたしました。

あきる野市が、市民の健康と子ども達の未来を最も大切に考える自治体として今後発展していくことを心より願います。